

第 2 回鹿児島県犯罪被害者等支援条例検討委員会議事概要

1 開催日時・場所

令和 3 年 8 月 24 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 00

オンライン (Zoom) 開催

※オンライン開催事務局

かごしま県民交流センター 東棟 4 階大研修室第 3

2 会次第

(1) 開 会

(2) 議 事

・ 条例素案について

(3) その他

(4) 閉 会

3 出席委員

有馬委員, 木山委員, 笹川委員, 中洲委員, 溝川副委員長, 宮田委員,
餅原委員長 (7 名, 50 音順)

4 条例素案における主な意見

(総則)

【市町村に対する支援】

- ・ 犯罪被害者にとって, 市町村が一番身近な存在であり, 真っ先に対応を求められる機関であることなどから, 県や関係機関による連携や支援は大事である。

(犯罪被害者等支援に関する基本的施策)

【損害賠償の請求に関する情報の提供】

- ・ 加害者に対して刑事責任と民事責任の双方についての責任を追求し, 責任をとらせることは重要であり, そういった面から犯罪被害者を支えることは重要であり, 損害賠償の請求に関する情報の提供についての条項を加えて欲しい。

【支援従事者への支援】

- ・ 経験豊富な支援員であっても, 被害者と同様に傷つき, うまく支援していけないことへの無力感から燃え尽きたりなどの状態にもなることから, 計画の方でしっかりと支援従事者の方が安心して支援をできるような形で進めていただきたい。